

(案)

スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル

募集要項

令和7年9月

枚方市 観光にぎわい部 スポーツ振興課

内容

- 1 本募集要項の扱い
- 2 趣旨
- 3 事業の概要
- 4 参加資格要件
- 5 公募型プロポーザルの概要
- 6 募集要項・要求水準書等の公表
- 7 参加資格審査・業務提案審査
- 8 業務提案審査の実施
- 9 留意事項
- 10 契約の締結
- 11 提出書類一覧
- 12 提出書類作成要領

1 本募集要項の扱い

本募集要項は、枚方市（以下「発注者」という。）が実施する、スケートボードパーク整備事業者の選定に係る参加資格要件及び公募型プロポーザルの手続き等を示したものである。

2 趣旨

スケートボードは、パリ 2024 オリンピックでの日本人選手の活躍により、若年層を中心に注目が集まっているアーバンスポーツの一つであり、本市の愛好者や議会からは、王仁公園に引き続き河川敷など人が集まる場所へスケートボード施設を設置するよう要望されており、令和9年4月のオープンを目指して整備を進めるものである。

本事業は、淀川河川公園におけるスケートボードパークの整備について、発注者の意向を踏まえ、柔軟かつ高度な表現力及び技術力による、施設整備計画から工事までを一括で行うことができる事業者（契約候補者）を選定するものです。

3 事業の概要

(1) 施設名称

（仮称）淀川河川公園枚方地区スケートボードパーク（以下「本パーク」という。）

(2) 場所

淀川河川公園枚方地区

(3) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業内容

別に定める「スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(5) 提案上限額

49,964,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

(6) 調査基準価格

今回の募集にあたり、調査基準価格を設定している。本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）から当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務履行が可能か否かについて、参加者から調査書類の提出を求めることなどにより、発注者が設置する「スケートボードパーク整備事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）の事務局において審査する。

なお、この調査に際しては、数値的判断基準値（参加者の提案額〔提案上限額を下回るもの〕の平均×85%〔小数点以下切り捨て〕）を設けるものとし、当該提案額が数値的判断基準値を下回った場合は、失格とする。

(7) 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。

① 設計

- ・ 令和8年度

前払金（契約金額のうち設計業務に係る金額の 30/100 以内）

完了払

※ 設計の完了は、発注者と国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「淀川河川事務所」という。）との協議が終了し、着工許可された時点とする。

② 工事

- ・ 令和8年度

前払金（契約金額のうち工事に係る金額の 40/100 以内）、中間前払金（契約金額のうち工事に係る金額の 20/100 以内）、完了払

4 参加資格要件

(1) 参加者は複数の構成員からなる共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(2) 共同企業体を構成するにあたっては以下の点に留意するものとする。

- ① 共同企業体の構成は、設計を担当する者、工事監理を担当する者及び工事を担当する者を含むものとする。尚、工事業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面で関連がある企業同士が実施してはならない。
- ② 共同企業体の構成員で「共同企業体協定書」（様式 10）を締結すること。なお、提出は業務提案書提出時でよいこととする。
- ③ 共同企業体の名称を定め、事業を統括する代表者（「代表事業者」という。）を選任するとともに、代表事業者の責任割合を最大とすること。
- ④ 構成員は、他の構成員が行う行為に対して連帯してその責めを負うこと。
- ⑤ 構成員の変更は、原則として不可とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。
- ⑥ 共同企業体の構成員は、重複して1者又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとする。

- (3) 参加者は、次の全ての要件を満たすこと。ただし、共同企業体の場合、①の要件は各業務について構成員のいずれかが、②の要件は工事を担当する構成員が満たしていればよいものとする。

なお、審査の結果を通知するまでに、要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消す。

- ① 国内で次に掲げる業務の履行実績を有すること。

スケートパーク整備に係る工事を受注し、履行完了した実績を1件以上有すること。
--

- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第3条の規定による「造園工事業」に係る「一般建設業」又は「特定建設業」の許可を受け、かつ、同法第 27 の 23 第1項の審査を受けていること。
- ③ 工事を行うにあたり、本業務を遂行するために必要となる1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の資格を有する者を従事させることができること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 参加表明書の提出締切日において、枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第8条の規定による入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 参加表明書の提出締切日において、営業停止中でないこと。
- ⑧ 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされていない者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑨ 選定審査会の委員が属する企業等又はその企業等と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

5 公募型プロポーザルの概要

(1) 審査方法

参加者の審査方法は公募型プロポーザル方式とし、参加者から提出された参加表明書類、業務提案書類及びヒアリングの内容をもとに審査を行う。

審査は、「参加資格審査（第1次審査）」と「業務提案審査（第2次審査）」から構成され、業務提案審査では評価基準に基づいて選定審査会が提案内容の評価を行う。

なお、中立かつ公正な審査が行われることを目的として、選定審査会は学識経験者等で構成する。

選定審査会委員の分野

分 野
学識経験者（スポーツ）
学識経験者（法律）
学識経験者（スポーツ）
経理に関する専門家
関係団体代表者

参加者は選定審査会委員に対して、本件応募に関わる接触を行うことを禁じる。また、接触の事実が認められた場合は失格とすることがある。

(2) 参加資格審査（第1次審査）

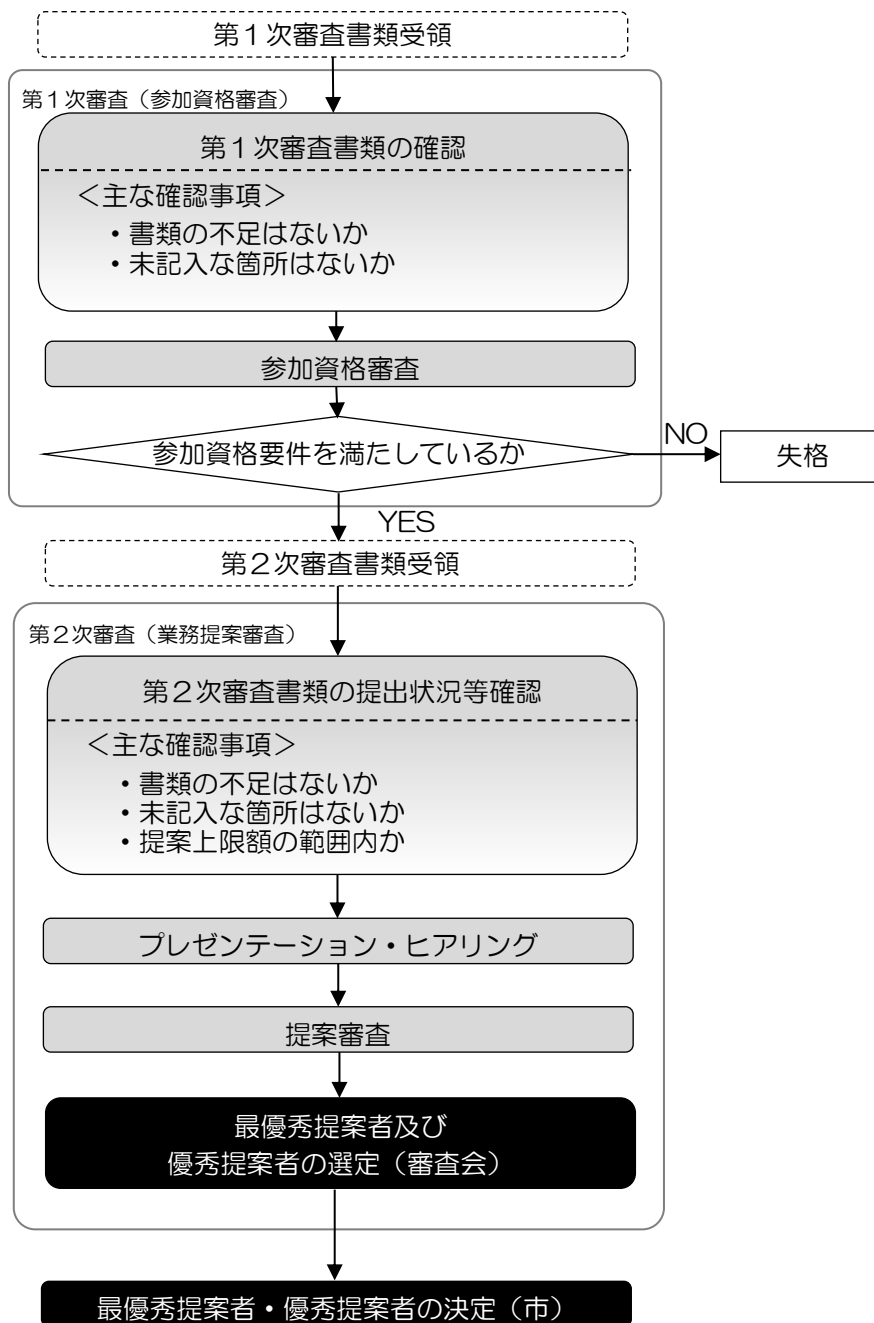
本募集要項において示す、「参加資格要件」についての審査を行う。参加者に対しては、審査後に審査結果を通知する。

(3) 業務提案審査（第2次審査）

提出書類及びヒアリングの内容をもとに審査を行い、評価点（100点満点）が最も高い参加者を「最優秀提案者（契約候補者）」、次点者を「優秀提案者」として選定する。

(4) 審査フロー

本事業における最優秀提案者及び優秀提案者の選定は、以下の流れで実施する。



(5) 実施スケジュール

内容	日程	受付・公表
募集要項・要求水準書等の公表	令和7年9月25日(木)	スポーツ振興課(ホームページ)
参加資格・業務提案審査に関する質疑の受付	令和7年9月25日(木)～10月9日(木)正午	スポーツ振興課(ホームページ)
参加資格・業務提案審査に関する質疑への回答公表	令和7年10月17日(金)正午	スポーツ振興課(ホームページ)
参加表明書等の受付(第1次審査書類)	令和7年10月20日(月)～11月4日(火)必着	スポーツ振興課(郵送・窓口)
業務提案審査に関する質疑の受付(追加質疑)	令和7年11月4日(火)～11月7日(金)正午	スポーツ振興課(ホームページ)
参加資格審査結果の通知(第1次審査)	令和7年11月14日(金)頃	スポーツ振興課(郵送)
業務提案審査に関する質疑への回答公表(追加質疑)	令和7年11月14日(金)正午	スポーツ振興課(ホームページ)
プレゼンテーション実施要領等の通知	令和7年11月中旬	スポーツ振興課(郵送)
業務提案書等の受付(第2次審査書類)	令和7年11月17日(月)～12月1日(月)必着	スポーツ振興課(郵送・窓口)
プレゼンテーションの実施(第2次審査)	令和7年12月中旬	—
業務提案審査結果の通知(第2次審査)	令和8年1月中旬	スポーツ振興課(郵送)
業務提案審査結果・審査講評の公表	令和8年2月中旬	スポーツ振興課(ホームページ)

6 募集要項・要求水準書等の公表

公表・配布方法

令和7年9月25日(木)より下記「スポーツ振興課ホームページ」にて公表、配布する。

【スポーツ振興課ホームページ】

https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/22-9-0-0-0_4.html

7 参加資格審査・業務提案審査

(1) 参加資格・業務提案審査に関する質疑の受付

① 受付期間

令和7年9月25日（木）～10月9日（木）正午（必着）

② 提出方法

質疑は（様式6）に記載の上、令和7年9月25日（木）午前9時にスポーツ振興課ホームページに掲載する「スケートボードパーク整備事業への質疑専用フォーム」に添付して送信すること。

③ 回答日・回答方法

令和7年10月17日（金）正午にスポーツ振興課ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

※ 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。

※ 回答内容は、本件募集要項・要求水準書等と一体のものとして取り扱う。なお、回答に対する再質疑は受け付けない。

(2) 参加表明書等の受付

① 受付期間

令和7年10月20日（月）～11月4日（火）必着

② 提出方法

受付期間内に必着するよう「一般書留郵便」または「簡易書留郵便」により郵送するか窓口へ持参すること。

なお、窓口の場合は、平日午前9時から午後4時30分までの間に持参すること。

【郵送先】

〒573-8666 枚方市役所 観光にぎわい部スポーツ振興課 行

「スケートボードパーク整備事業 参加書類」

【窓口】

枚方市役所 別館3階 観光にぎわい部 スポーツ振興課

③ 提出書類

提出書類は「11 提出書類一覧 (1)参加表明書提出書類」のとおり。尚、部数が複数の書類については原本1部及び原本の写しでも可とする。

(3) 参加に係る制限事項

参加表明書等は1者につき、1件しか提出できない。

(4) 配置技術者に係る条件

配置技術者については、以下の条件を満たすものとする。

① 技術者の配置

ア 本業務を統括し、マネジメントを行う責任者として業務責任者を、工事の責任者として主任技術者をそれぞれ配置すること。

イ 業務責任者と主任技術者は、兼任しないこと。

ウ 業務責任者は、原則、発注者との定例的な打ち合わせに毎回出席すること。なお、必要に応じて主任技術者も同席すること。

エ 主任技術者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 7 項に定める 1 級造園施工管理技士又は 2 級造園施工管理技士の登録を受けた者であること。

② 技術者との雇用関係

業務責任者及び主任技術者は、参加者の構成員のいずれかに所属していること。

③ 技術者の変更禁止

本業務における業務責任者及び主任技術者は提出書類に記載された者から原則変更できない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

(5) 業務提案審査に関する質疑の受付（追加質疑）

① 受付期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～11 月 7 日（金）正午（必着）

② 提出方法

質疑は（様式 7）に記載の上、令和 7 年 11 月 4 日（火）午前 9 時にスポーツ振興課ホームページに掲載する「スケートボードパーク整備事業への質疑専用フォーム」に添付して送信すること。

③ 回答日・回答方法

令和 7 年 11 月 14 日（金）正午にスポーツ振興課ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

※ 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。

※ 回答内容は、本件募集要項・要求水準書等と一体のものとして取り扱う。なお、回答に対する再質疑は受け付けない。

(6) 業務提案書等の受付

① 受付期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）～12 月 1 日（月）必着

② 提出方法

受付期間内に必着するよう「一般書留郵便」または「簡易書留郵便」により郵送するか窓口へ持参すること。

なお、窓口の場合は、平日午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間に持参すること。

【郵送宛先】

〒573-8666 枚方市役所 観光にぎわい部 スポーツ振興課 行
「スケートボードパーク整備事業 業務提案書類」

【窓口】

枚方市役所 別館3階 観光にぎわい部 スポーツ振興課

③ 提出書類

提出書類は「11 提出書類一覧 (2)業務提案審査提出書類」のとおり。

8 業務提案審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

「参加資格」審査に合格した参加者に対し、業務提案内容のプレゼンテーションを求めめる。

※ 「参加資格」審査結果は全ての参加者に通知する。

① 実施日時等

令和7年 12 月中旬を予定しているが、詳細については業務提案書の提出を行った者に令和7年 11 月中旬に郵送により通知する。

② プレゼンテーション方法（予定）

ア プレゼンテーションの所要時間は説明最大20分、質疑応答20分程度を予定している。

イ プレゼンテーションに使用する資料は業務提案書のみとし、追加の資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーションにあたっては、業務提案書の抜粋等により作成したパネル・模型やプロジェクターを使用したスライドの使用は可とする。なお、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル）は本市が用意する。

※ 使用する場合は、業務提案書提出時に申し出ること。

エ プレゼンテーションにおいて行われた、業務提案書の記載内容と異なる説明、追加となる説明、追加と判断できる説明についてはその後の業務提案審査の対象とはしない。

オ アからエまでの方法は社会情勢の変化等を鑑み、参加者に通知して変更することがある。

(2) 業務提案審査の評価基準

① 計画内容（業務提案書、配置計画図等）の評価

下記の評価項目について提案された、計画内容及びヒアリングをもとに選定審査会で評価する。

計画内容（業務提案書、配置計画図等）の審査項目と配点

審査項目	審査内容	配点	小計
1 実施体制及び事業全体のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況が健全か ・必要な建設業の許可を取得しており、本業務に携わる者の資格や経験、人数配置などが適切か ・代表企業と構成企業の役割・責任分担や、発注者等との連絡・協力体制が明確で、本業務の履行に係るリスクの管理体制及び管理方法が具体的に提案されているか ・調査・設計・工事監理・工事の実施にあたって効果的かつ実現可能なスケジュールとなっているか 	10	10
2-1 整備内容 〈配置・形状〉	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事の期間中、地元スケートボード関係者の意見を十分に取り入れるための効果的な取り組み方法が提案されているか ・「初心者及び初級者エリア」と「中級者エリア」それぞれのレベルに応じたセクションが配置されているか ・滑りやすいセクションの配置・距離となっているか ・連続して技の練習が行える回遊性を備えているか ・設置計画が平面図、立面図、パース等を用いて分かりやすく提案されているか ・競技への対応について有益な提案はあるか 	15	50
2-2 整備内容 〈安全性〉	<ul style="list-style-type: none"> ・セクションの形状・規模、セクション同士の距離は無理なく滑れるよう配慮されているか ・「初心者及び初級者エリア」と「中級者エリア」が一体的に整備され、尚且つ互いの動線が交錯しない配置となっているか ・観覧者や河川公園利用者等の安全対策は検討されているか ・施工時における騒音・振動・安全対策、緊急時の連絡体制・対応方法について、十分に配慮されているか ・防犯のため極力死角をつくらないセクション配置とし、利用者のマナー啓発のための表示がされているか ・増水が予想される際に流れを妨げる部分を簡単に撤去・移動・復旧ができる仕様であるか 	15	

2-3 整備内容 〈品質〉	<ul style="list-style-type: none"> 必要な建設業の許可を得ているか 元請負若しくは下請負としての豊富な履行実績やノウハウを有しているか 路盤及びセクションの表面を平滑に仕上げ、なおかつ互いに滑らかに接続させる技術力を備えているか 長期間の使用を見据えた路盤及びセクションの仕様となっているか レール等金属類の錆対策について十分考慮されているか コンクリートのひび割れ・表面劣化及び目地段差等への対策は十分検討されているか 	15	
2-4 整備内容 〈メンテナンス〉	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンスの際に手に入りやすい材料、交換し易い部品等を採用しているか 発注者に提案する維持・管理計画は合理的且つ経済的であるか 	5	
3賑わいの創出	<ul style="list-style-type: none"> 淀川河川公園のランドマークとなる魅力的なデザインであるか 観覧者や公園利用者が利用できる居心地の良い休憩スペースが配置されているか イベント運営しやすいスペースや仕掛けなどの提案はあるか 	10	10
合 計			70

計画内容（業務提案書、配置計画図等）の評価は、各委員が別表1の評価区分に基づいて「審査項目」ごとに行う。

次に、各委員による評価結果をふまえ、合議によって「審査項目」ごとに9段階で評価を行い、選定審査会としての評価を決定する。なお、評価の得点化は、「審査項目」ごとに設けた配点に別表2の評価区分に応じた率を乗じることにより行い、その総合計を得点とする。

参加者の計画内容の評価が、計画内容の配点（70点）の50%未満の場合は、当該参加者を最優秀提案者等として選定しない。

別表1

評価区分	評価内容
5	提案内容が非常に優れている
4	提案内容が基準より優れている
3	提案内容が基準を満たしている
2	提案内容がやや不足している
1	提案内容が不足している

別表2

評価区分	乗率
5.0	100%
4.5	90%
4.0	80%
3.5	65%
3.0	50%
2.5	40%
2.0	30%
1.5	15%
1.0	0%

② 価格の評価

価格提案の評価点は下記の算定式を基に算出する。

価格提案の評価	配点 30点
---------	-----------

【算定式】

$$\text{配点 (30点)} \times \left[\text{基礎係数 } 0.5 + \text{加算係数 } \left\{ 0.5 \times \frac{(\text{提案上限額} - \text{提案額})}{(\text{提案上限額} - \text{調査基準価格})} \right\} \right]$$

計算においては小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位以上を有効点とする。

提案額の得点化については、調査基準価格^(※1)と同額であった場合の得点を満点(30点)として、上記得点化計算式に基づき、提案額が上がるにつれて減点し、提案上限額と同額であった場合の得点を満点の50%(15点)とする。

調査基準価格を下回る提案価格があったときは、最も低い額を提案した提案者の提案額(以下「最低価格」という。)を満点(30点)として、上記計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えることにより得点化を行う。

※1 提案額による加点の標準化を図るため、提案上限額を元に設定している数値であり、公表はしない。

③ 提案審査の得点計算

下記①～②の評価点を合計して各提案者の評価点を計算する。

得点計算

種 別	満点
① 計画内容(事業提案書、配置計画図等)の評価	70点
② 価格の評価	30点
合 計	100点

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法

上記の評価点の最も高い者を最優秀提案者に、次点者を優秀提案者に選定する。また、最高点が同一の場合は、「計画内容(事業提案書、配置計画図等)」の評価点が最も高い者を最優秀提案者に選定する。

(4) 提案審査の結果通知

提案審査の結果は、業務提案書を提出した者に対し、令和7年12月下旬に結果通知書を送付する。

(5) 提案審査結果・審査講評の公表

本プロポーザルの提案審査の結果及び講評は、最優秀提案者及び優秀提案者の選定後に、本市ホームページにおいて公表する。

(6) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、評価基準に基づいた内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

9 留意事項

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は原則として失格とする。

ア 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合

イ 提出書類が、「募集要項」、「要求水準書」及び「様式集」に示された条件に適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ 選定審査会の委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合

オ プレゼンテーションにおいて指定された時間に遅れた場合

カ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合

キ その他、募集要項等に違反する等、選定審査会が不適格と認めた場合

(2) プロポーザルの中止

ア 社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により本業務を中止する場合がある。

イ 中止となった場合は、参加者（提案者）に対して本市は一切の責任を負わない。

(3) その他

ア 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。記載すべき該当事項がない場合でも、その旨を記載し提出すること。

イ 全ての提出書類は返却しない。

ウ 提出された提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者が全て負うこと。

エ 本市は、最優秀提案者（契約候補者）の提案に関し、本市が必要とする場合には、業務提案書等は無償で使用、複製の作成及び公開等をできるものとする。この場合、提案者名を明示する。

オ 関係機関との連携について提案する際も、直接関係機関への問い合わせは行わないこと。

力 具体的な業務の履行にあたっては、契約締結後に業務提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、「募集要項」及び「要求水準書」に基づいて発注者と協議の上、開始する。

キ 提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

ク 本プロポーザルの応募に関する全ての提出書類については、枚方市情報公開条例の規定に基づく情報公開請求があった場合は、公開しないことができる情報を除きすべて公開する。

ケ 参加表明書等の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、11月21日（金）までに、辞退届（様式8）をスポーツ振興課に提出すること。（郵送可）

10 契約の締結

(1) 最優秀提案者選定後の取扱い

業務提案審査により選定された最優秀提案者（契約候補者）を相手方として、本市は契約交渉を行う。

(2) 契約交渉及び見積書の提出

本市は、契約候補者の提案内容を含めた契約交渉を行い、調整後の業務提案書を基に再度の見積徴収を行う。ただし、契約候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者（優秀提案者）に対し同様の交渉を行い見積の徴収を行う。

(3) 見積金額の内訳書の提出

契約締結後、見積書に記載された金額に対応した内訳書を提出すること。

(4) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、契約候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。この場合において、当該契約候補者は違約金として提案価格（税抜き）の100分の3に相当する金額に消費税を加えた額を本市に支払わなければならない。また、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合も同様とする。

ア 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。

イ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったとき。

エ 営業停止の処分又は契約条件として必要な許可等が取り消されたとき。

オ 提出書類等に虚偽があった場合。

11 提出書類一覧

(1) 参加表明書提出書類

名称	様式	サイズ	部数
参加表明書	様式1	A4	2部
参加者及び構成表	様式1(別表)	A4	2部
参加資格確認書	様式2	A4	2部
業務責任者の実績確認書	様式3	A4	2部
主任技術者の資格・実績確認書	様式4	A4	2部
財務諸表(構成企業ごと) ・直近の損益計算書 ・貸借対照表 ・注記表 ・キャッシュフロー計算書 ・(株主資本等変更計算書)	—	—	2部
暴力団排除に係る誓約書	様式5	A4	2部
参加資格・提案審査に関する質疑書	様式6	A4	—
提案審査に関する追加質疑書	様式7	A4	—

【添付書類】

様式1の添付書類

市税の滞納無証明書 ※1	—	—	1部
--------------	---	---	----

※1 本市に納税義務を有する場合のみ提出

様式2の添付書類

資格を有することを証する書類の写し	—	—	2部
業務実績の確認書類 ※2	—	—	2部

様式3・4の添付書類

参加者との雇用関係を証する書類の写し	—	—	2部
資格を有することを証する書類の写し	—	—	2部
業務実績の確認書類 ※2	—	—	2部

※2 発注者の証明書の写し、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書及び業務報告書や成果物を含む。)など、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所には目印(マーカー等)を付けること。実績は公告日時点の内容を記載すること。

(2) 業務提案審査提出書類

名称	様式	サイズ	部数※
業務提案書	様式8	A4	7部
業務計画書 (A4サイズ換算後 20 ページ以内に まとめること)	別紙	A4 または A3	7部

【添付書類】

様式8の添付書類

経費内訳書	—	—	7部
-------	---	---	----

※ 紙書類を必要部数とデータを提出のこと。

(3) その他書類

名称	様式	サイズ	部数※
辞退届	様式9	A4	1部
共同企業体協定書	様式10	A4	1部
共同企業体の業務分担と共通業務	様式10(別表)	A4	1部

※ 紙書類を必要部数とデータを提出のこと。

12 提出書類作成要領

(1) 記入内容全般について

- ① 全ての事項に関して簡潔に記述すること。
- ② 文書を補完するためにイメージ図、イラスト、写真等は使用してもよい。
- ③ 造語及び略語については、初出の箇所に定義を記述すること。
- ④ 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- ⑤ 各様式に記載されている注釈部分は、削除しても構わない。
- ⑥ 記入すべき該当事項がない場合でも、その旨を記入し提出すること。

(2) 書式について

- ① 使用する用紙サイズ及び部数は「提出書類一覧」に記載のとおりとする。
- ② 印刷形式は、片面とする。
- ③ 文字の大きさは 10.5pt 以上とすること。
- ④ 様式は、本様式集を参考に Microsoft Word 等で作成すること。
- ⑤ 複数枚となる場合は、様式の右下に番号を振ること。(例：1 / 3、2 / 3)

(3) 提出について

提出書類は部数ごとに A4サイズのファイルに綴じて提出すること。

- (4) 業務計画書（様式8（別紙））について
再委託による実施を想定する項目については、再委託を行う業務の具体的な内容及び再委託先の業種について記載すること